

# 世田谷区建築物浸水予防対策要綱

平成17年6月10日施行  
令和2年6月17日2世建調第77号  
令和2年6月24日2世建調第88号

## (目的)

第1条 この要綱は、豪雨等による建築物への浸水を未然に防止し、建築物の安全と衛生を確保し、もって区民の生命、及び財産を守ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)において使用する用語の例による。

## (対象建築物)

第3条 この要綱の規定が適用される建築物(以下「対象建築物」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の周囲の地面又は道路面より低い位置に床を有する建築物
- (2) 建築物の周囲の状況により便所、浴室等の排水が逆流するおそれのある建築物
- (3) 世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップにおいて、浸水予想区域となっている区域内の建築物

## (区の責務)

第4条 区は、浸水被害のあった周辺地域における当該被害状況の情報提供を行うとともに、対象建築物の浸水被害予防に関する助言をし、浸水被害を受けた対象建築物の所有者等に対して浸水対策を講ずるよう啓発し、及び被害の防止に努めるものとする。

2 区長は、対象建築物を建築する建築主に、浸水予防対策等を講じ、及び当該対象建築物の維持保全に努めさせるものとする。

3 区長は、対象建築物を設計する設計者、工事施工者等に、現況敷地を十分に調査し、及び建築主と相談の上浸水予防対策を講じさせるものとする。

## (届出)

第5条 区長は、建築主等に、浸水予防対策検討結果届出書(様式)を確認済証受領時まで提出させるものとする。

## (指定確認検査機関への要請)

第6条 区は、指定確認検査機関が、建築確認、中間検査、及び完了検査の業務を行うに当たっては、この要綱の趣旨に即して業務を行うよう要請するものとする。

## (勧告)

第7条 区は、建築主等が建築物に浸水予防対策を講ずることなく浸水被害を招くおそれがあるときは、必要な対策をとるよう勧告することができるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成17年6月10日から施行する。

### 附 則(平成27年9月4日27世建調第561号)

- 1 この要綱は、平成27年9月4日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式の規定に基づき作成された様式の用紙で残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

### 附 則(令和2年6月17日2世建調第77号)

- 1 この要綱は、令和2年6月30日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。
- 3 この要綱による改正後の世田谷区建築物浸水予防対策要綱の規定は、施行日以後に行われる確認申請等に係る建築物について適用し、施行日以前に行われた確認申請等に係る建築物については、なお従前の例による。

### 附 則(令和2年6月24日2世建調第88号)

- 1 この要綱は、令和2年6月30日から施行する。